

## 神戸薬科大学に対する大学評価結果ならびに認証評価

### I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2016（平成28）年3月31日までとする。

### II 総 評

#### 一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は1930（昭和5）年、神戸以西で初の女子薬学教育機関として創設された神戸女子薬学校を起源とし、1932（昭和7）年には神戸女子薬学専門学校となって、これを貴大学の創立の年としている。その後、現在の所在地である兵庫県神戸市東灘区にキャンパスを移し、戦後の学制改革によって薬学科1学科の神戸女子薬科大学となり、学科の増設、大学院の設置を経て、薬学部と薬学研究科をもつ薬科単科大学として発展を続けた。1994（平成6）年には、社会情勢の変化に対応して男女共学制を導入し、神戸薬科大学と改称して、現在に至っている。

貴大学は、社会に開かれた薬科大学として、医療人としての使命感・倫理観と高度な薬学の知識を身につけた薬剤師ならびに教育・研究者の養成と、地域の健康の維持・増進に貢献する拠点となることを理念・目的に掲げている。6年制薬学教育へ移行後は、建学の精神と大学の理念を基盤にさらに4項目の教育目標を掲げ、薬学研究者および高度医療従事者養成を目的に掲げる大学院とともに医療薬学分野の強化に努めている。これらの理念・目的・目標は理事会および教授会の十分な審議を経て策定されており、学生の手引きのほか、大学ホームページや大学案内などの刊行物をとおして学内外に十分に周知されている。

貴大学においては、「社会に大きく開かれた大学」という大学の理念にもとづいて、長年にわたり薬剤師養成と薬剤師の生涯研修に注力し、大学院に臨床薬学コースを設置して、実践的で高度な医療薬学教育に取り組むほか、生涯研修認定制度の実施団体として西日本初の認証を受け、エクステンションセンターを設置するなど、理念の達成に向けての努力と成果が認められる。今後は、点検・評価結果から改革・改善のアクションプランを策定し、改善を実行するための責任ある組織・システムを構築して、貴大学が掲げる理念および教育目標を達成するため、不断の努力を続けることが期待される。

## 二 自己点検・評価の体制

1991（平成3）年の大学設置基準の改正に対応し、「自己点検・評価委員会」を発足させ、第1回報告書を1995（平成7）年に刊行して、以降、2001（平成13）年までに4回の自己点検・評価報告書を発刊し、公開に努めてきた。さらに、2004（平成16）年には第三者による客観的な評価を求めて本協会の加盟認定を受け、その結果を公開する（2006（平成18）年）ことにより、「開かれた大学としての説明責任」を果たしてきたことは適切である。一方、自己点検・評価で明らかとなった問題点の改善は個々の部署にゆだねられているのが現状であり、組織的な改善・改革へと導くシステムおよびチェック機関の構築も望まれる。

## 三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

### 1 教育研究組織

「高度な薬学の知識を身につけた薬剤師、ならびに教育・研究者を養成すること」を目的として、薬学部薬学科（6年制）と、薬学専攻および医療薬科学専攻（医療薬科学専攻は修士課程のみ）の2専攻をもつ薬学研究科を設置している。薬学部は専門系研究室16教室から構成されており、その他の教育研究組織として、薬学臨床教育センター、薬学基礎教育センターなどを設置している。また、薬剤師の生涯研修事業を学部・大学院と並び立つ第3の教育事業と位置づけて、エクステンションセンターを設置し、薬剤師の生涯研修事業の展開に努め、薬剤師に広く学習する機会を提供しており評価できる。一方、研究室の教員定員削減の影響や、現行の教育研究組織と新たに採用する医療薬学教員との役割分担、今後の大学院のあり方など、教育研究組織の妥当性を検証し、改善案や提言を実行へ導くシステムおよび組織の構築が求められる。

### 2 教育内容・方法

#### （1）教育課程等

#### **薬学部**

学部の教育目標の実現に必要な導入教育（生物学、物理、数学）、教養教育、外国語、基礎・専門教育の授業科目が「薬学教育モデル・コアカリキュラム」などに基づいて有機的に配置されている。特に、英語科目は学習段階を考慮して全学年に配置され充実している。また、教養科目を1、2年次共通開講科目とし、その集大成として2、3年次に総合文化演習を配置している点は、幅広い教養の育成と医療人として社会から求められる倫理性や人間性の養成を図る取り組みとして評価できる。

## 薬学研究科

薬学研究科は薬学専攻と医療薬科学専攻の二専攻を擁し、前者は「高度な薬学教育・研究を行うことのできる人材の養成」を、後者は「医薬品の有効性、安全性確保に従事する専門職能人の養成」を目的としている。両専攻修士課程には、「先進的な知識や情報を活用して活躍する臨床指導薬剤師の養成」を目的とする臨床薬学コースを設けている。これらの目的を達成するためのカリキュラムがそれぞれ適切に整備されている。特に臨床薬学コースでの一般大学院学生と社会人大大学院学生を対象とした昼夜開講制科目による実践的で高度な医療薬学教育に関する取り組みは高く評価できる。

### (2) 教育方法等

## 薬学部

オリエンテーション、ガイダンスのみではなく、担任制、チューター制、薬学基礎教育センターなどを通じてきめ細かな履修指導が組織的に行われており評価できる。また、履修歴や習熟度に基づくクラス編成や少人数クラス制を採用している点、各学年で履修登録できる単位数上限なども適切である。学生による授業評価アンケートは全科目について隔年で実施され、その結果は教員にフィードバックされるとともに広報誌を通じて大学関係者に公表されている。また、シラバスは一定の書式で必要事項が網羅されており、6年制課程の厳格な進級基準やGPA制度の導入により学修の質を学生自身が把握できるようにしている。一方、GPA制度および授業評価アンケート結果を資料として活用する全学的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を期待したい。また、280人クラスで実施している専門教育科目の講義については、適切なクラス人数の設定が望まれる。

## 薬学研究科

年度当初におけるオリエンテーションによる履修指導、研究指導教員による日常的な研究指導ならびに論文作成指導に加え、特別研究セミナー・演習形式特論・講義・課題研究（実験）・病院薬局研修などの多様な教育方法の導入は適切である。臨床薬学コースの実習指導は現場指導者との連携も適切に実施されており、2年次初めには病院研修報告会を実施し、研修課題に関する総合的な評価を行っている。また、修士課程、博士課程ともに、年度末に公開制の論文発表会を開催するなど、研究指導状況を組織的に把握するための取り組みが行われている。一方、薬学研究科シラバスの内容は概略的で情報量が少ない点や、基礎薬学系特論の授業評価アンケートが行われていない点などは改善が望まれる。今後は、臨床薬学コースの教育において、現場薬剤師との協力関係が密になる方向にカリキュラムが展開されている状況を踏まえ、組織的

なFD活動が望まれる。

### (3) 教育研究交流

#### 薬学部

国内交流については、神戸大学と単位互換協定を締結して、単位互換制度をスタートさせたほか、貴大学学生と神戸大学医学部医学科および保健学科の学生との混成グループによる初期体験臨床学習を合同実施するなどの取り組みを行っている。

国際交流については、到達目標を「国際化する社会に対応する人材を育成するために教育・研究における国際交流を推進する」としているものの、その基本方針の明示には至っていない。また、大学外プログラムとしての大学洋上セミナー、HUMAP（兵庫県地域の大学とアジア・太平洋地域大学間の交流枠組みに関する協定）、大学独自のプログラムとしてタイ国チェンマイ大学との学術協定、特別研究セミナーがあるが、教員・大学院学生を主対象とする特別研究セミナーを除き、6年制へ移行後の学部レベルでの実績は乏しい。今後、6年制薬学教育の中での国際交流に関する基本方針を明確にし、大学独自の国際化への対応と国際交流の一層の推進が望まれる。

#### 薬学研究科

国内交流については、大学全体として神戸大学との連携協力が進んでいるが、研究科においてはその活動が活発とはいえないので、今後の取り組みに期待したい。

国際交流においては、教員・大学院学生の海外での研究発表について経済支援制度がある。また、研究水準の向上を目指して、博士研究員（ポストドクター）制度を拡充し、主にアジア諸国から受け入れている。一方、HUMAPに加盟し、タイ国チェンマイ大学との間の学術交流協定を連結運用して、博士後期課程の学生2名の受け入れ実績がある。

### (4) 学位授与・課程修了の認定

学位授与に関しては大学院学則および学位規程、同施行細則に定められており、修士および博士の学位審査はともに学位規程に従って適切に実施されている。論文博士の学位授与基準については、基礎となる原著論文数などにおいて課程博士よりも厳格な審査制度が採られている。また、標準修了年限未滿での学位取得は認めていない。一方、学位論文審査の厳格性・客観性を担保する意味からは、学位論文の主要な審査基準となる論文の質と量に関する指標をあらかじめ明示しておくことも望まれる。

## 3 学生の受け入れ

理念・目的を達成するにふさわしい学生を選抜するために多様な学部入試を公正に

実施している。6年制薬学部では入学定員に対する入学者数比率および収容定員に対する在籍学生数比率が恒常的に高いので、受け入れ方針を明確にすることが必要である。また、授業形態の実情（280人クラスの設置）および、長期実務実習の受け入れ施設確保の面からも、適正な定員管理が求められる。

一方、研究科では学内推薦入試（修士課程のみ）、一般入試、社会人特別選抜入試（昼夜開講制）を実施しているが、博士後期課程の収容定員に対する在籍学生数比率が低いので一層の努力を期待したい。

#### 4 学生生活

学生に対する経済支援として、支給金額や適用条件の見直しは必要であるが、大学独自の奨学生制度が整備されている。大学院学生への学会参加費などの支援も適切である。健康で快適な学生生活が送れるよう、健康管理・相談と、事故やけがに対処する保険・補償制度を整備し、課外活動も奨励支援している。また、学生相談室を設け、専門のカウンセラーによる心理相談を実施している。セクシュアル・ハラスメント防止・排除については、規程、組織および窓口を整備し、学生にも周知しているが、他の各種ハラスメントに対しても規程、組織の整備を望みたい。学生の就職指導は、キャリアアドバイザーを配置し、幅広いプログラムを用いて低学年から行われており評価できる。

#### 5 研究環境

大学における教育活動と研究活動を車の両輪と位置づけ、先端的研究活動を推進するための十分な研究費の支給体制および最新の研究環境が整備されており、専任教員の研究成果は質・量ともに十分に高いレベルに到達している。これらは大学広報誌やホームページにも公表されている。加えてハイテク・リサーチ・センター整備事業など外部研究資金の獲得も顕著である。教員の研究時間を確保するための方途として大学院学生によるティーチング・アシスタント（TA）制度、リサーチ・アシスタント（RA）制度が整備され、研究旅費支給を通じて国内での研修機会は保障されている。なお、若手教員の長期海外研修については機会を確保することが望まれる。以上のとおり、研究活動と研究環境は高い水準で推移している。

#### 6 社会貢献

県内 35 大学等と県が連携して実施している「大学連携ひょうご講座」に参加し、県民の健康の維持増進および疾病に対する正しい知識の普及を図るほか、薬用植物園など、大学の施設公開を含む大学独自の「公開市民講座」および、地域活性化に貢献する包括的な「東灘区との地区連携協定」の活動をとおして大学の理念・目的の具現

化に努めている。加えて個人レベルではあるが専任教員が国や地方公共団体の政策形成等に貢献している状況も認められる。

## 7 教員組織

6年制薬学部に必要な専任教員数において、みなし教員を含めると大学設置基準をわずかに上回っており、不足する実務家教員の数も完成年次に向けて整備進行中である。専任教員1人あたりの学生数は21.3名で適切である。薬学研究科では、必要専任教員数を上回っている。専任教員の年齢構成のバランスはとれているが、教授と准教授の平均年齢に逆転が生じている。語学や教養教育科目では兼任教員への依存度が高いが、教育目的からみて適切と判断される。実験・実習の補助的指導は助手、TAに頼っており、6年制への移行に伴ってTAの不足が懸念されるので、TA制度の見直しが必要である。教員の任免・昇格については職位に応じて選考基準と手続きが明文化されており適切である。以上のとおり、教員組織は年次進行の状況を踏まえ、おおむね整備されつつある。

## 8 事務組織

教育・研究活動を支援する事務組織として、それぞれ4課からなる管理部門・教学部門が設置され、両部門での情報の共有化を目的に定期的な情報交換が行われている。事務局長および各課長が学部教授会にオブザーバーとして参加し情報を共有するため、教学組織と事務組織との連携が取れている。事務職員は学外研修へ参加するほか、学内での自主的な研修会も行っている。事務組織の改革について検討が進められており、事務システム課を廃し情報支援室を設置することが決定している点、教務課・学生課・就職課の統合による学生支援センター（仮称）の設置検討が予定されている点など、事務組織の整備もおおむね進行している。

## 9 施設・設備

校地および校舎面積は大学設置基準を上回っている。共同研究施設・中央分析室・薬用植物園など、教育・研究に必要な施設・設備等は適切に整備され、施設課を主とした組織の下で管理・運営されている。また、実験室排水処理施設やアイソトープ実験施設など、環境汚染物質を取り扱う施設の維持・管理システムを整備し、責任ある組織の運営によって十分に衛生・安全が確保されている。薬学教育6年制における学生数の増加に対応できるよう学生食堂、談話室などの整備も進んでいる。大学院関係の設備はハイテク・リサーチ・センター整備事業により充実している。一方、施設のバリアフリー化に向けた努力がなされているが、対応できていない施設もあることから今後の改善が望まれる。なお、貴大学の地理的環境および施設の環境を考慮すると、

避難訓練の徹底や「非常時避難要領」の周知徹底が望まれる。

## 10 図書・電子媒体等

図書館資料は体系的・計画的に収集され、管理システムの導入によって有効活用が図られている。開館時間は授業終了時間や試験時期に配慮している。学生収容定員に対する館内閲覧席座席数の割合は16%（198席）であるが、6年制の完成時を見据えた増設が望まれる。国立情報学研究所のNACISIS-CAT、図書館情報管理システムによるOPACなどの活用により、他の図書館とのネットワークも整備され、図書館ホームページをとおして、館内資料の検索、学術情報検索システムや電子ジャーナルへのアクセス、文献複写依頼、図書購入依頼などの利用者サービスが適切に行われている。特に、学術雑誌の電子ジャーナルの整備状況はほぼ研究者のニーズを満たしている。また、利用状況は少ないが、図書館は地域住民に2001（平成13）年度より暫定的に開放されている。

## 11 管理運営

教授会は教学関係の最高議決機関とされ、学部、大学院ともにその運営方法と審議事項が明文化されている。教員人事選考制度、学長の権限と選任の手続き、学長補佐体制が明確に規定されており、その改革も着実に実施されている。学長を代表とする教学組織と理事長を代表とする法人理事会の間の機能分担が明確になされ、両組織間の意思疎通は「学内理事会（教員）」の関与により円滑に図られている。両組織において学長には大きな権限が与えられており、教学組織の自治が法人理事会により最大限に尊重されている現状は評価できる。

研究科の管理運営組織は、研究科長（学長）および研究科教授で構成される大学院教授会であり、委員会などの下部組織を置くことなく大学院に関わるすべての審議事項を扱っている。

## 12 財務

財政基盤の強化と、より効率的な予算執行を目標とし、中・長期的財政計画に基づき、堅実な運営が行われている。

新教育棟の建設および将来の施設・設備改良に対しては、計画的に第2号基本金引当資金等の特定資金が留保され、退職給与引当や減価償却引当など要積立額に対する金融資産の充足率も良好で、内部留保資金が着実に増加している。

財務関係比率は、「薬学系単一学部を設置する私立大学」の平均と比較して人件費比率、人件費依存率が若干高い率となっているが、これらも年々減少傾向にあり、教育研究経費比率、消費支出比率、自己資金構成比率、総負債比率などは良好に推移し

ている。

累積消費収支差額が収入超過であることから、財政状況は総合的に判断して良好である。

なお、監事および監査法人による監査は適切かつ客観的に行われており、監事による監査報告書では、学校法人の財産および業務執行に関する監査の状況が適切に示されている。

### 1 3 情報公開・説明責任

教育・研究・財務などの情報については、ホームページおよび自己点検・評価報告書において公開されるとともに、教育については学生の手引き・シラバスなどによっても公開されている。また、自己点検・評価報告書は広く学外の関係官庁・諸団体、薬系国公立大学に配布されており、開かれた大学としての説明責任は果されている。一方、大学関係者（教職員・学生・保護者・卒業生）からの情報公開請求はこれまで事例がないものの、対応は不十分であり、対応方法の整備が望まれる。

財務情報の公開については、大学広報誌『ききょう通信』に概要を付した財務三表を掲載して、教職員、学生、保護者をはじめ他大学、関係諸機関などに配布すると同時に、ホームページによって広く一般にも公開している積極的な姿勢は評価できる。今後は、貴大学に対する一層の理解を得るため事業内容に符合した解説や、図表を取り入れるなどの工夫が求められる。

## III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

### 一 長所として特記すべき事項

#### 1 教育研究組織

- 1) 長年にわたり薬剤師の生涯研修に力を入れ、その中核となるエクステンションセンターを設置し、薬剤師の生涯研修認定制度の実施団体（生涯研修プロバイダー）としての認証を受けるとともに、同窓会との連携の下に活発な事業展開を行い、実績をあげていることは高く評価できる。

#### 2 教育内容・方法

##### (1) 教育課程等

- 1) 薬学研究科臨床薬学コースでは、6ヶ月の病院・薬局実務研修を義務づけ、社会人大学院学生および現役薬剤師に適した実践的な特論を昼夜開講制・集中講義の形で開講している。この実践的で高度な医療薬学教育に関する、一般の大学院学生と社会人の大学院学生の共学は、コースの活性化につながっており、

文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に選定されるなど、評価できる。

### 3 研究環境

- 1) 教員1人あたり年間平均1.4報の学術論文の公表、年間3.6回の学会発表をはじめとする、薬学分野における高い研究成果にも現れているように、研究活動に対して経常的に十分な研究費が予算計上され、高額機器購入などへの柔軟な予算措置やインセンティブに基づく予算配分も定着しており、また研究室整備のサポートも積極的に行われているなど、研究環境が整備されていることは高く評価できる。
- 2) 1999（平成11）年、文部科学省「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」に採択され、その優れた研究成果（5年間に原著論文350報を公表）によって、2004（平成16）年、さらに5年間の継続事業が採択されて、多大な研究成果をあげていること、またこの採択により、大学院の研究活動を遂行していくための施設・設備が充実し、整備されていることは評価できる。

## 二 助 言

### 1 教育内容・方法

#### (1) 教育方法等

- 1) 薬学部においては、専門教育の講義科目を280人クラスで行っており、さらに280人規模のクラスを分割するかどうかは担当者の判断に任せられているので、適切なクラス人数の設定とその基準についての整備が望まれる。
- 2) 薬学部において、授業評価アンケート結果を活用した教育改善への取り組みは、現在個々の教員に任せられており、授業改善に資されているかどうかの組織的な点検・検証が十分に行われていないので、改善が必要である。
- 3) 薬学研究科では、組織的なFD活動が行われていないので、改善が必要である。

#### (2) 教育研究交流

- 1) 薬学部の到達目標を「国際化する社会に対応する人材を育成するために教育・研究における国際交流を推進する」としているが、その基本方針は明確にされておらず、6年制へ移行後の国際交流の実績は乏しいので、改善が望まれる。

#### (3) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 薬学研究科の学位論文審査基準（学位論文の質と量に関する指標）が明示されていないので、改善が望まれる。

## 2 学生の受け入れ

- 1) 6年制薬学部の入学定員に対する入学者数比率（2年間平均 1.22）および収容定員に対する在籍学生数比率（1.21）が恒常的に高く、年による振れも大きいので改善が望まれる。
- 2) 薬学研究科博士後期課程での収容定員に対する在籍学生数比率が 0.22 と低いので、改善が望まれる。

## 3 点検・評価

- 1) 点検・評価結果をそれぞれの活動にフィードバックし、改善に結び付けるシステムと組織の整備が望まれる。

## 4 情報公開・説明責任

- 1) 大学関係者（教職員・学生・保護者・卒業生）からの情報公開請求への対応方法の整備が不十分であり、改善が望まれる。

以 上

## 「神戸薬科大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より2008（平成20）年1月31日付文書にて、2008（平成20）年度の大学評価ならびに認証評価について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（神戸薬科大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の学部・研究科等の設置状況に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

### (1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は神戸薬科大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月1日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月29日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「神戸薬科大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

## (2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2012（平成24）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

神戸薬科大学資料1—神戸薬科大学提出資料一覧

神戸薬科大学資料2—神戸薬科大学に対する大学評価のスケジュール

## 神戸薬科大学提出資料一覧

## 調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況

## 添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	平成19年度入学試験要項(推薦、一般前期・後期、センター)、入試ガイド GUIDE KOBE PHARMACEUTICAL UNIVERSITY 2007 平成19年度神戸薬科大学大学院薬学研究科修士課程 学生募集要項[推薦入試(専願)] 平成19年度神戸薬科大学大学院薬学研究科修士課程学生募集要項 平成19年度神戸薬科大学大学院薬学研究科修士課程第2次 学生募集要項 平成19年度神戸薬科大学大学院薬学研究科修士課程 社会人特別選抜学生募集要項[昼夜開講制] 平成19年度神戸薬科大学大学院薬学研究科修士課程 社会人特別選抜<二次>学生募集要項[昼夜開講制] 平成19年度神戸薬科大学大学院薬学研究科博士後期課程学生募集要項 平成19年度神戸薬科大学大学院薬学研究科博士後期課程学生募集要項 [社会人特別選抜入試] 平成19年度(前期)昼夜開講制大学院臨床薬学コース 社会人受講生対象(科目等履修生・聴講生)募集要項 平成19年度(後期)昼夜開講制大学院臨床薬学コース 社会人受講生対象(科目等履修生・聴講生)募集要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	神戸薬科大学大学案内 2007
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	学生の手引 2007 シラバスー履修の手引ー2007(平成19年度1,2年次生用) シラバスー履修の手引ー2007(平成19年度3,4年次生用)
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	平成19年度前期授業時間割表 平成19年度後期授業時間割表 平成19年度大学院(修士課程)特論授業時間割表ー前期ー 平成19年度大学院(修士課程)特論授業時間割表ー後期ー
(5) 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科	神戸薬科大学学則(6年制) 神戸薬科大学大学院学則
(6) 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	神戸薬科大学教授会規程 神戸薬科大学大学院教授会規程
(7) 教員人事関係規程等	神戸薬科大学教育職員選考基準 教授選考内規 臨床教員選考基準 客員教授に関する申し合わせ事項
(8) 学長選出・罷免関係規程	神戸薬科大学学長選考規程
(9) 自己点検・評価関係規程等	神戸薬科大学自己点検・評価委員会規程

資料の種類	資料の名称
(10) ハラスメントの防止に関する規程等	神戸薬科大学セクシュアル・ハラスメントに関する規程
(11) 寄附行為	学校法人神戸薬科大学寄附行為
(12) 理事会名簿	学校法人神戸薬科大学 理事・監事名簿
(13) 規程集	神戸薬科大学諸規程
(14) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	神戸薬科大学大学自己点検・評価報告書－大学基準協会加盟判定審査後の改善状況2006－ 神戸薬科大学大学自己点検・評価報告書－大学基準協会加盟判定審査報告書2004－ 神戸薬科大学大学自己点検・評価報告書－現状と展望－ 2001 第4篇 神戸薬科大学大学自己点検・評価報告書－現状と展望－ 1999 第3篇 神戸薬科大学大学自己点検・評価報告書－現状と展望－ 1997 第2篇 神戸薬科大学大学自己点検・評価報告書－現状と展望－ 1995 平成17年度 学生による授業アンケート調査結果(「ききょう通信」第139号掲載) 平成15年度 学生による講義評価アンケート(「ききょう通信」第130号掲載) 平成13年度 学生による講義評価アンケート(「ききょう通信」第122号掲載)
(15) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	神戸薬科大学エクステンションセンター
(16) 図書館利用ガイド等	図書館利用のしおり 2007
(17) ハラスメント防止に関するパンフレット	セクシュアル・ハラスメント防止の手引 2007
(18) 就職指導に関するパンフレット	就職の手引 2007 インターンシップの手引 2007
(19) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	神戸薬科大学学生相談室 ごあんない
(20) 財務関係書類	計算書類(平成14－19年度)(各種内訳表、明細表を含む) 監事監査報告書(平成14－19年度) 公認会計士または監査法人の監査報告書(平成14－19年度) 財務状況公開に関する資料(『ききょう通信』平成18年度) 財務状況公開に関する資料(神戸薬科大学ホームページURLおよび写し)

神戸薬科大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2008 年	1 月 31 日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3 月 3 日	第 4 回大学評価委員会の開催（平成 20 年度大学評価における評価組織体制の確認）
	3 月 11 日	臨時理事会の開催（平成 20 年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4 月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4 月 7 日	第 5 回大学評価委員会の開催（法令改正への対応、「平成 19 年度大学評価における合意事項」の取り扱いの検討）
	4 月 28 日	第 1 回大学財務評価分科会の開催
	5 月 12 日 ～24 日	評価者研修セミナーの開催（平成 20 年度の評価の概要ならびに主査・委員が行う作業の説明）
	5 月中旬 ～7 月上旬 ～7 月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付 主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成 分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8 月 1 日	第 2 回大学財務評価分科会の開催
	8 月 12 日	大学評価分科会第 10 群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9 月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10 月 29 日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
	11 月 10 日 ～11 日	第 3 回大学財務評価分科会の開催
	11 月 23 日 ～24 日	第 3 回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	12 月 6 日 ～7 日	第 6 回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12 月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2009 年	2 月 7 日 ～8 日	第 7 回大学評価委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成）
	2 月 19 日	第 451 回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程することの了承）
	3 月 12 日	第 101 回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）